## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	保健福祉部 保険年金課 給付係
許	認可等名	葬祭費の支給
根	拠法令	徳島市国民健康保険条例
根	拠 条 項	第7条第1項
連	絡 先	(電話 621-5159)
審查基準	基準	徳島市国民健康保険条例 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、そのものの葬祭を行う者に対し、 葬祭費として2万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健 康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組 合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。 以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当す る給付を受けることができる場合には、行わない。 徳島市国民健康保険条例施行規則 (葬祭費の申請) 第22条 条例第7条の規定により葬祭費の支給を受けようとするとき は、葬祭費支給申請書に死亡診断書又は死体埋火葬許可証の写し及び 被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 14日(休日を含む)
, 3,	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)